## 鹿児島県公報

令和5年2月10日(金)第386号の2



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

## 公安委員会規則

○鹿児島県地方警察職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(※)

(警務課取扱い) 1

## 公 安 委 員 会 規 則

鹿児島県地方警察職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月10日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

## 鹿児島県公安委員会規則第1号

鹿児島県地方警察職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 鹿児島県地方警察職員の退職手当の支給に関する規則(平成18年鹿児島県公安委員会規則第 12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中

| 第6号区分 | 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の公安職給料    |            |
|-------|---------------------------------|------------|
|       | 表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級(警察本    |            |
|       | 部長が人事委員会と協議して定めるものに限る。), 5級 (警察 |            |
|       | 本部長が人事委員会と協議して定めるものに限る。)又は6級で   |            |
|       | あったもの                           | <i>ナ</i> 、 |
| 第7号区分 | 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の公安職給料    | を          |
|       | 表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級(警察本    |            |
|       | 部長が人事委員会と協議して定めるものに限る。), 4級 (6号 |            |
|       | 区分に掲げる者を除く。)又は5級(6号区分に掲げるものを除   |            |
|       | く。) であったもの                      |            |
|       |                                 | ´ ]        |

第6号区分 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(警察本部長が人事委員会と協議して定める者に限る。)、5級であったもの(警察本部長が人事委員会と協議して定める者に限る。)又は6級であったもの 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(警察本部長が人事委員会と協議して定める者に限る。)、4級であったもの(第6号区分に掲げる者を除く。)又は5級であったもの(第6号区分に掲げる者を除く。)

同条第2号中「平成8年4月」を「平成18年4月」に改め、同号の表中

に改め,

| Г |       |                                |          |
|---|-------|--------------------------------|----------|
| ' | 第2号区分 | 平成18年4月1日以後適用されている鹿児島県地方警察職員   |          |
|   |       | の給与に関する条例(昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「平 | <i>-</i> |
|   |       | 成18年4月以後の給与条例」という。)の公安職給料表の適用を | を        |
|   |       | 受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの      |          |
| _ |       |                                |          |
| ı | 第1号区分 | 平成18年4月1日以後適用されている鹿児島県地方警察職員   |          |
|   |       | の給与に関する条例(昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「平 |          |
|   |       | 成18年4月以後の給与条例」という。)の公安職給料表の適用を |          |
|   |       | 受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの(警察   | )        |
|   |       | 本部長が人事委員会と協議して定める者に限る。)        | に,       |
|   | 第2号区分 | 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けて   |          |
|   |       | いた者でその属する職務の級が9級であったもの(第1号区分   |          |
|   |       | に掲げる者を除く。)                     |          |
| г |       |                                |          |
| ı | 第6号区分 | 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けて   |          |
|   |       | いた者でその属する職務の級が4級(警察本部長が人事委員会   |          |
|   |       | と協議して定めるものに限る。)又は5級であったもの      |          |
|   | 第7号区分 | 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けて   | を        |
|   |       | いた者でその属する職務の級が3級(警察本部長が人事委員会   |          |
|   |       | と協議して定めるものに限る。)又は4級(6号区分に掲げるも  |          |
|   |       | のを除く。) であったもの                  |          |
| г |       |                                |          |
| ı | 第6号区分 | 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けて   |          |
|   |       | いた者でその属する職務の級が4級であったもの(警察本部長   |          |
|   |       | が人事委員会と協議して定める者に限る。)又は5級であったも  |          |
|   |       | $\sigma$                       | 1ァコん・ム フ |
|   | 第7号区分 | 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けて   | に改める。    |
|   |       | いた者でその属する職務の級が3級であったもの(警察本部長   |          |
|   |       | が人事委員会と協議して定める者に限る。)又は4級であったも  |          |
|   |       | の(第6号区分に掲げる者を除く。)              |          |
|   |       |                                | 1        |

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。